

## 日本神経内分泌学会 定款施行細則

施行 平成 12 年 10 月 13 日  
一部改正 平成 14 年 10 月 11 日  
一部改正 平成 23 年 11 月 25 日  
一部改正 平成 26 年 11 月 1 日  
一部改正 平成 27 年 9 月 18 日  
一部改正 平成 28 年 10 月 14 日

### (役員)

第 1 条 定款第 1 2 条に定める評議員による理事選出は、理事長が委嘱した選挙管理委員会の管理下に郵便により行なう。

2. 選挙の結果、得票数が同数となった場合は会員歴の長い者を選任するものとする。

第 2 条 選挙により理事に選任された者が任期の途中で辞任したときあるいは 1 期目の任期終了時に退任するときは、投票で次点となった者を繰り上げて、評議員および総会で承認を得て理事に選任する。

この場合の任期は前任者の残任期間とする。

### (会務の担当)

第 3 条 理事長は理事から庶務担当、会計担当、学術・次世代育成担当、国際・広報担当、および将来計画・関連領域担当の理事それぞれ複数名を任命する。また、理事長は補佐役として副理事長 1 名を任命することができる。いずれも理事会に報告する。

2. 理事長は、それぞれの担当会務を代表する理事からなる常務理事会を組織し、学会運営に関する問題等を諮問することができる。

3. 理事長は日常の理事長業務を補佐する理事長付幹事 1 名を任命することができる。任期は 2 年とし、理事会に報告する。連続する場合は 1 期に限り再任できる。理事長付幹事は理事会に出席するが、議決権を有さない。

第 4 条 理事長は日本神経内分泌学会の代表者として International Neuroendocrine Federation (国際神経内分泌連盟) の council member を兼任する。但し、Executive Committee Member に選ばれた場合には、その任期 (4 年) が終了するまで新理事長代理として Executive Committee に出席する。

第 5 条 庶務担当理事は次の事項を担当する。

(1) 会員に関する事項

入会、退会、会員の認定

(2) 評議員に関する事項

評議員の選出に関する手続き、評議員会の議案と記録

(3) 理事会に関する事項

理事会の議案と記録

理事の選出に関する手続き

(4) 記録の保管と雑誌への掲載

(5) 外部との折衝に関する事項

(6) 学術集会に関する事項

(7) その他、庶務に関する事項

第 6 条 会計担当理事は次の事項を担当する。

(1) 現金の出納および保管

- (2) 会費の請求および収納
- (3) 予算および決算に関する事項
- (4) 会計帳簿および証書類の整理および保管
- (5) その他、会計資産に関する事項

第7条 学術・次世代育成担当理事は次の事項を担当する。

- (1) 学術賞の受賞候補者を選出し、理事会に答申する。
- (2) その他、次世代育成に関する事項

第8条 国際・広報担当理事は次の事項を担当する。

- (1) 国際交流に関する事項
- (2) 学会ホームページの維持および更新の管理
- (3) その他、学会の運営と事業について学会員および関係する各方面への広報活動

第9条 将来計画・関連領域担当理事は次の事項を担当する。

- (1) 将来計画に関する事項
- (2) 神経内分泌関連領域との交流に関する事項

(年次学術集会)

第10条 年次学術集会は、第 回日本神経内分泌学会学術集会と呼称する。

第11条 年次学術集会の会期は原則として2日とする。

第12条 年次学術集会における講演抄録は、日本内分泌学会雑誌（電子版）に掲載し公開する。

第13条 年次学術集会の経費は、本会の学術集会費などをもって充てる。会長は収支決算書を作成し、理事長に報告する。

(細則の変更など)

第14条 会則及び細則施行に関し必要な規定は、理事会の議を経てその都度別にこれを定める。

第15条 本細則を改正するためには、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。

第16条 本細則は、平成12年10月13日より適用する。